

株 主 各 位

## 第121期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 連結計算書類の「連結注記表」 …… 1～10頁
- 計算書類の「個別注記表」 …… 11～16頁

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

鹿島建設株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kajima.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 128社

主要な連結子会社の名称

大興物産(株)、鹿島道路(株)、鹿島リース(株)、カジマ ユー エス エー インコーポレーテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド、カジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド

なお、当期から、カジマ ユー エス エー インコーポレーテッドの連結子会社3社、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッドの連結子会社11社及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッドの連結子会社16社について、株式の取得により子会社となったため、新たに連結の範囲に含めることとした。カジマ ヨーロッパ リミテッドの連結子会社1社、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッドの連結子会社2社及びカジマ・ヨーロッパ・U.K.・ホールディング・リミテッドは清算したため、連結の範囲から除外した。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称

(株)アルテス、日本海上工事(株)、(株)鹿島出版会

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

#### (3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社に関する注記」として記載している。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) すべての非連結子会社（35社）及び関連会社（71社）に対する投資について、持分法を適用している。

主要な非連結子会社の名称

「1. 連結の範囲に関する事項 (2) 主要な非連結子会社の名称」に記載のとおり。

主要な関連会社の名称

(株)イー・アール・エス、東観光開発(株)、かたばみ興業(株)

なお、当期から、株式の取得により子会社となった3社及び関連会社となった10社、出資により関連会社となった1社、影響力基準により関連会社となった1社について、新たに持分法を適用している。また、清算した子会社6社及び関連会社1社について、持分法適用の範囲から除外した。

#### (2) 持分法適用会社の投資差額（負の投資差額を除く）については、その効果の及び期間にわたって、均等償却を行っている。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちカジマ ユー エス エー インコーポレーテッド、カジマ ヨーロッパ リミテッド、カジマ オーバーシーズ アジア ピー ティー イー リミテッド及びカジマ オーストラリア ピー ティー ワイ リミテッド他113社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし、同決算日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。上記以外の連結子会社の事業年度は当社と同一である。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

債券

償却原価法（定額法）

その他

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

原則として時価法

###### ③ たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

開発事業支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、一部の在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、販売用不動産、未成工事支出金及び開発事業支出金について個別法による低価法を適用している。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結会社は、主として定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっている。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

在外連結子会社は主として見積耐用年数に基づく定額法によっている。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、国内連結会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

###### ④ 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理している。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

国内連結会社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

在外連結子会社は貸倒見積額を計上している。

###### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当期の完成工事高に対し、前2期の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上している。

###### ③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事の損失見込額を計上している。

###### ④ 役員賞与引当金

一部の国内連結子会社は、取締役の賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、原則として工事進行基準を適用している。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっている。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理又は費用の減額処理をしている。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理又は費用の減額処理をすることとしている。

一部の在外連結子会社については、所在地国の会計基準に従い、当期末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上している。

③ のれんの償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間にわたって、均等償却を行っている。

④ 支払利息の資産の取得原価への算入に関する注記

支払利息は期間費用として処理している。

ただし、在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、不動産開発事業等に要した資金に対する支払利息を販売用不動産及び開発事業支出金の取得原価に算入している。

なお、当期算入額は107百万円である。

⑤ 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

税抜方式によっている。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

## 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

受取手形・完成工事未収入金等	831百万円
販売用不動産	14,709百万円
開発事業支出金	7,929百万円
流動資産「その他」(短期貸付金)	84百万円
建物・構築物	9,351百万円
土地	26百万円
投資有価証券	952百万円
長期貸付金	1,093百万円
計	34,978百万円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	2,318百万円
流動負債「その他」(未払金)	41百万円
長期借入金	17,405百万円
固定負債「その他」(長期未払金)	369百万円
固定負債「その他」(長期預り金)	3百万円
計	20,139百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 322,375百万円

### (3) 保証債務等

#### ① 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等について保証を行っている。

関係会社	
男鹿風力発電㈱	2,668百万円
その他	471百万円
小計	3,140百万円
その他	
SkyHouse Houston, LLC	2,260百万円
その他	7,690百万円
小計	9,950百万円
計	13,090百万円

なお、再保証のある保証債務については、当社グループの負担額を記載している。

#### ② その他

ドバイメトロプロジェクトの工事代金回収に関する偶発債務 (債務者 ドバイ道路交通局)  
3,061百万円

なお、上記の偶発債務は、アラブ首長国連邦ドバイ首長国の財政破綻又は国家破綻によるデフォルトリスクに限定されている。

(4) 工事損失引当金に対応するたな卸資産の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金と相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1,355百万円である。

(5) 土地の再評価

当社及び国内連結子会社1社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、税効果相当額控除後の再評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によっている。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(6) 期末日満期手形

期末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当期末日の残高に含まれている。

受取手形	723百万円
支払手形	7,390百万円

## 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

9,520百万円

(2) 研究開発費の総額

10,322百万円

(3) 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に648百万円含まれている。

(4) 減損損失

当社グループは、当期において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上している。

用途	種類	場所	件数
賃貸用資産	建物及び土地	千葉県	1件
遊休資産	建物及び土地	東京都他	8件

減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。

賃貸用資産及び遊休資産の不動産価格の下落等により、上記資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,647百万円）として特別損失に含めて計上している。その内訳は、賃貸用資産1,954百万円（建物・構築物1,021百万円、土地933百万円）、遊休資産4,692百万円（建物・構築物2,050百万円、土地2,641百万円）である。

なお、当該資産又は資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準に基づく評価額から処分費用見込額を差し引いて算定している。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,057,312,022株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	13,517	13.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月14日 取締役会	普通株式	10,397	10.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日
計		23,915			

(注) 配当金の総額と連結株主資本等変動計算書における剰余金の配当の額との差異は、関連会社が保有する当社株式に対する配当のうち、持分相当額を控除していることによるものである。

- ② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,556	利益剰余金	14.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日

(注) 平成30年6月26日開催の定時株主総会の議案として上記配当に関する事項を提案している。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な剰余金が発生した場合などにおいて、預金等の安全性の高い金融資産に限定して運用しており、また、主に建設事業・開発事業等を行うための資金計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達している。デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、投機的な取引は行わない方針である。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、与信管理を徹底し、主に工事入手時に顧客の信用調査を実施し、また入手後も、信用状況を適時に把握する体制をとっている。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、1年以内の支払期日である。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動等のリスクに晒されているが、定期的に時価を把握する体制をとっている。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、主に建設事業・開発事業等に必要な資金の調達を目的としたものである。

デリバティブ取引は、通貨関連では、将来発生する外貨建資金需要及び回収に関して、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っている。また、金利関連では、金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及びそれに関連した取引を行っている。デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内外の金融機関に限られており、取引の相手方の債務不履行による損失の発生は予想していない。なお、デリバティブ取引は主として、当社のデリバティブ取引の目的、範囲、取組方針、所管及び実行、リスク管理体制を明記した内部規定である「デリバティブ取引の取扱基準」及び「リスク管理要領書」に則って執行しており、当該基準に記載のない目的でデリバティブ取引を行っていない。なお、ヘッジ会計の方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

また、資金調達に係る流動性リスクに対応するため、コミットメントライン（総額1,500億円）を設定し、リスクを管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（注）2参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
<b>資産</b>			
(1) 現金預金	394,550	394,550	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金（※1）	626,714 △628		
	626,086	626,159	72
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	243,130	243,130	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	49,132 △769		
	48,362	48,554	191
<b>資産計</b>	<b>1,312,130</b>	<b>1,312,394</b>	<b>264</b>
<b>負債</b>			
(1) 支払手形・工事未払金等	509,027	509,027	—
(2) 短期借入金	89,357	89,357	—
(3) コマーシャル・ペーパー	61,000	61,000	—
(4) 1年内償還予定の社債	30,000	30,097	97
(5) 未払法人税等	28,786	28,786	—
(6) 社債	40,000	39,834	△166
(7) 長期借入金	124,474	124,394	△79
<b>負債計</b>	<b>882,646</b>	<b>882,497</b>	<b>△148</b>
<b>デリバティブ取引（※2）</b>			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	90	90	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(94)	(386)	291
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>(3)</b>	<b>(295)</b>	<b>291</b>

（※1）受取手形・完成工事未収入金等及び長期貸付金に対応する貸倒引当金をそれぞれ控除している。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示している。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券は、その他有価証券として保有している。これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は、主として取引金融機関から提示された価格によっている。

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、主として将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定している。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により貸倒見積額を算定しているため、連結貸借対照表計上額から当該貸倒見積額を控除した金額をもって時価としている。

#### 負債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 1年内償還予定の社債及び(6) 社債

社債の時価は、主として市場価格によっている。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非連結子会社株式、関連会社株式及び非上場株式等（営業投資有価証券を含む連結貸借対照表計上額63,930百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域及び海外（インドネシア、英国他）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有している。当期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,805百万円（主な賃貸収益は開発事業等売上高に、主な賃貸費用は開発事業等売上原価に計上）、固定資産売却益は89百万円、固定資産売却損は5百万円、固定資産除却損は62百万円、減損損失は6,647百万円（それぞれ特別損益に計上）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額		
	期首残高	163,062
	期中増減額	△6,065
	期末残高	156,996
期末時価		322,103

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

2. 期末の時価は、以下によっている。

(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

(2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額である。

## 開示対象特別目的会社に関する注記

### 1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、資金調達先の多様化を図るため、不動産の流動化を行っている。流動化においては、当社グループが、不動産（信託受益権を含む）を特別目的会社（特例有限会社の形態による）に譲渡し、特別目的会社が当該不動産を裏付けとして借入等によって調達した資金を、売却代金として受領している。

また、特別目的会社に譲渡した不動産について、当社グループが賃借を行っているものがある。さらに、特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結しており、当該契約に基づく出資金を有している。当社グループは、拠出した匿名組合出資金を回収する予定である。

当期末現在、不動産の流動化に係る出資残高のある特別目的会社は次のとおりである。なお、当社グループは、いずれの特別目的会社についても、議決権のある出資等は有しておらず、役員のパイプもない。

特別目的会社数		2社
直近の決算日における 資産総額（単純合算）	(百万円)	43,090
負債総額（単純合算）	(百万円)	43,082

### 2. 特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額等 (百万円)	主な損益	
		項目	金額 (百万円)
匿名組合出資金（注）1	—	分配益	1,512
賃借取引	—	支払リース料（注）2	3,320

(注) 1. 当期末現在、匿名組合出資金の残高は5,736百万円である。また、匿名組合出資金に係る分配益は、営業外収益に計上している。

2. 不動産の賃貸借契約は不動産信託受託者との間で締結しており、支払リース料は、当該賃貸借契約に基づき不動産信託受託者へ支払っている金額を記載している。

## 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	641円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	122円14銭

## 追加情報に関する注記

### 単元株式数の変更、株式併合

当社は、平成30年3月13日開催の取締役会において、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月26日開催予定の第121期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議している。

#### (1) 単元株式数の変更

##### ① 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指している。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとした。

##### ② 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

##### ③ 変更予定日

平成30年10月1日

##### ④ 変更の条件

第121期定時株主総会において、下記「(2) 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とする。

(2) 株式併合

① 株式併合の目的

上記「(1) 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うこととした。

② 株式併合の内容

a 併合する株式の種類

普通株式

b 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式について、2株を1株の割合で併合する。

c 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在） 1,057,312,022株

併合により減少する株式数 528,656,011株

併合後の発行済株式総数 528,656,011株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値である。

③ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づきこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対し、端数の割合に応じて交付する。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少する。

変更前の発行可能株式総数 2,500,000,000株

変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付） 1,250,000,000株

⑤ 併合の条件

第121期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とする。

(3) 単元株式数の変更、株式併合に関する日程

取締役会決議日 平成30年3月13日

第121期定時株主総会開催 平成30年6月26日（予定）

単元株式数の変更の効力発生日 平成30年10月1日（予定）

株式併合の効力発生日 平成30年10月1日（予定）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の、当期における1株当たり情報は以下のとおりである。

1株当たり純資産額 1,283円38銭

1株当たり当期純利益 244円29銭

## その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
債券 償却原価法（定額法）  
その他 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ 原則として時価法
- ③ たな卸資産  
販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
未成工事支出金 個別法による原価法  
開発事業等支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を適用
- ② 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金  
完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当期の完成工事高に対し、前2期の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案して計上している。
- ③ 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事の損失見込額を計上している。
- ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。  
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理又は費用の減額処理をすることとしている。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金  
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上している。

- (4) 収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
完成工事高の計上は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理  
税抜方式によっている。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理している。
  - ② ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっている。  
なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっている。
  - ③ 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。
  - ④ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用している。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 電子記録債権  
前期において「受取手形」に含めて表示していたが、金額の重要性が増したため、当期から区分掲記することとした。  
なお、前期の「電子記録債権」は5,555百万円である。
- (2) 預り金  
前期において流動負債の「その他」に含めて表示していたが、資産の総額の100分の5を超えることとなったため、当期から区分掲記することとした。  
なお、前期の「預り金」は72,286百万円である。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①	担保に供している資産	
	完成工事未収入金	71百万円
	流動資産「その他」(短期貸付金)	82百万円
	土地	26百万円
	投資有価証券	0百万円
	関係会社株式・関係会社出資金	915百万円
	長期貸付金	1,052百万円
	計	2,148百万円
②	担保に係る債務	
	短期借入金	10百万円
	長期借入金	32百万円
	固定負債「その他」(長期預り金)	3百万円
	計	47百万円
(2)	有形固定資産の減価償却累計額	205,604百万円

(3) 保証債務等

① 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等について保証を行っている。

関係会社	
男鹿風力発電(株)	2,668百万円
その他	411百万円
小計	3,079百万円
その他	352百万円
計	3,432百万円

なお、再保証のある保証債務については、当社の負担額を記載している。

② その他

ドバイメトロプロジェクトの工事代金回収に関する偶発債務（債務者 ドバイ道路交通局）  
3,061百万円

なお、上記の偶発債務は、アラブ首長国連邦ドバイ首長国の財政破綻又は国家破綻によるデフォルトリスクに限定されている。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	16,396百万円
② 長期金銭債権	17,438百万円
③ 短期金銭債務	69,653百万円
④ 長期金銭債務	10,352百万円

(5) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金と相殺せず両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は1,355百万円である。

(6) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額に係る税効果相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、税効果相当額控除後の再評価差額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によっている。

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(7) 期末日満期手形

期末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当期末日の残高に含まれている。

受取手形	191百万円
流動資産「その他」（営業外受取手形）	21百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	1,030,092百万円
(2) 売上高のうち関係会社に対する部分	27,460百万円
(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	162,290百万円
(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	9,520百万円
(5) 関係会社との営業取引以外の取引高	21,184百万円
(6) 研究開発費の総額	9,594百万円
(7) 売上原価に含まれるたな卸資産評価損	

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に648百万円含まれている。

(8) 減損損失

当期において、以下の資産又は資産グループについて減損損失を計上している。

用途	種類	場所	件数
賃貸用資産	建物及び土地	千葉県	1件
遊休資産	建物及び土地	東京都他	5件

減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグループイングしている。

賃貸用資産及び遊休資産の不動産価格の下落等により、上記資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,598百万円）として特別損失に含めて計上している。その内訳は、賃貸用資産1,954百万円（建物・構築物1,021百万円、土地933百万円）、遊休資産2,643百万円（建物・構築物39百万円、土地2,603百万円）である。

なお、当該資産又は資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準に基づく評価額から処分費用見込額を差し引いて算定している。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 17,567,805株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	15,147百万円
有価証券等評価損	13,697百万円
固定資産（賃貸用等）評価損	13,084百万円
その他	46,289百万円
繰延税金資産小計	88,219百万円
評価性引当額	△32,821百万円
繰延税金資産合計	55,397百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△43,006百万円
その他	△5,555百万円
繰延税金負債合計	△48,561百万円
繰延税金資産の純額	6,836百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大興物産(株)	所有 直接98.1%	建設資機材及び 建設工事の発注 役員の兼任	建設資機材及び 建設工事の発注 (注)1	82,471	工 事 未 払 金	26,817

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 建設資機材及び建設工事の発注については、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 447円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円48銭  |

## 9. 追加情報に関する注記

### 単元株式数の変更、株式併合

平成30年3月13日開催の取締役会において、単元株式数に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月26日開催予定の第121期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議している。

#### (1) 単元株式数の変更

##### ① 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指している。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとした。

##### ② 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

##### ③ 変更予定日

平成30年10月1日

##### ④ 変更の条件

第121期定時株主総会において、下記「(2) 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とする。

#### (2) 株式併合

##### ① 株式併合の目的

上記「(1) 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うこととした。

##### ② 株式併合の内容

###### a 併合する株式の種類

普通株式

###### b 併合の方法・割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式について、2株を1株の割合で併合する。

###### c 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在） 1,057,312,022株

併合により減少する株式数 528,656,011株

併合後の発行済株式総数 528,656,011株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値である。

##### ③ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づきこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対し、端数の割合に応じて交付する。

##### ④ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少する。

変更前の発行可能株式総数 2,500,000,000株

変更後の発行可能株式総数（平成30年10月1日付） 1,250,000,000株

##### ⑤ 併合の条件

第121期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件とする。

- |  |                |
|--|----------------|
| (3) 単元株式数の変更、株式併合に関する日程                          |                |
| 取締役会決議日  | 平成30年3月13日     |
| 第121期定時株主総会開催                                    | 平成30年6月26日（予定） |
| 単元株式数の変更の効力発生日                                   | 平成30年10月1日（予定） |
| 株式併合の効力発生日                                       | 平成30年10月1日（予定） |
| (4) 1株当たり情報に及ぼす影響                                |                |
| 本株式併合が当期首に実施されたと仮定した場合の、当期における1株当たり情報は以下のとおりである。 |                |
| 1株当たり純資産額  | 894円20銭        |
| 1株当たり当期純利益                                       | 192円96銭        |

#### 10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。